

[事案 2020-298] 新契約無効請求

・令和3年7月15日 裁定終了

<事案の概要>

申込みを行った保険とは異なる内容の保険に加入させられていたことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成20年10月に契約した生活習慣病保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

(1)平成20年春に終身保険の申込みをしたはずであるが、半年以上後の日付で生活習慣病保険にすり替えられ契約されていた。生活習慣病保険の申込みをした覚えはない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)申立人が生活習慣病保険に申し込んでいることは、申込書類から明らかであり、保険証券到着後に異議もなかった。

(2)申立人は、契約後に①名義変更、②復活請求、③解約の手続きを行っているが、①③の書類には生活習慣病保険であると明記されており、これらの手続きにおいて契約内容の問い合わせはなかった。

(3)申立人には、毎年「現在のご契約内容のお知らせ」を送付しており、これまで異議はなかった。

(4)募集代理店では、終身保険の取り扱いや募集をしておらず、当社でも終身保険の申込みを受けた証跡、資料はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約申込当時の状況と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人に不適切な募集行為があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。